

# 栗原市有機農業推進計画(概要版)

## 第1章 栗原市有機農業推進計画の作成にあたって

### 【計画作成の趣旨及び目的】

有機農業に取り組むことにより、SDGsやみどりの食料システム戦略で掲げる生物多様性保全や地球温暖化防止、有機農業の取り組み面積の拡大に貢献できることから、今後の市の方向性を示すため策定するもの。

### 【計画期間】

「令和4年度から概ね4か年」  
国、県の基本方針等の見直しや有機農業を取り巻く情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行う。

### 【有機農業の定義】

有機農業推進法第2条の規定に基づき、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした、環境への負荷低減を目指した農業とする。

## 第3章 有機農業推進に向けた栗原市の取り組み

### 【人材育成】

- ① 宮城県栗原農業改良普及センターと連携し、有機農業を希望する新規就農者が有機農業者として定着できるよう支援。
- ② 農地を必要とする者に対する、農業委員会等を通じた情報提供。
- ③ 関係機関と連携・協力した、研修会や栽培技術に関する講習会等の情報提供。
- ④ 国、県及び研究機関等が開発した新技術等の情報提供に努め、有機農業実践者の技術等向上を支援。

### 【産地づくり】

- ① 国の「日本型農業直接支払制度（環境保全型農業直接支払交付金）」を積極的に活用し、有機農業者の育成を図る。
- ② 省力化・低コスト化に向けたスマート農業導入に向けた検討。
- ③ 市が指定する園芸振興作物を導入し、販売を目的に栽培する場合の支援。
- ④ 小規模農家の経営継続等のため、共同で水田農業用機械を購入する場合の支援。

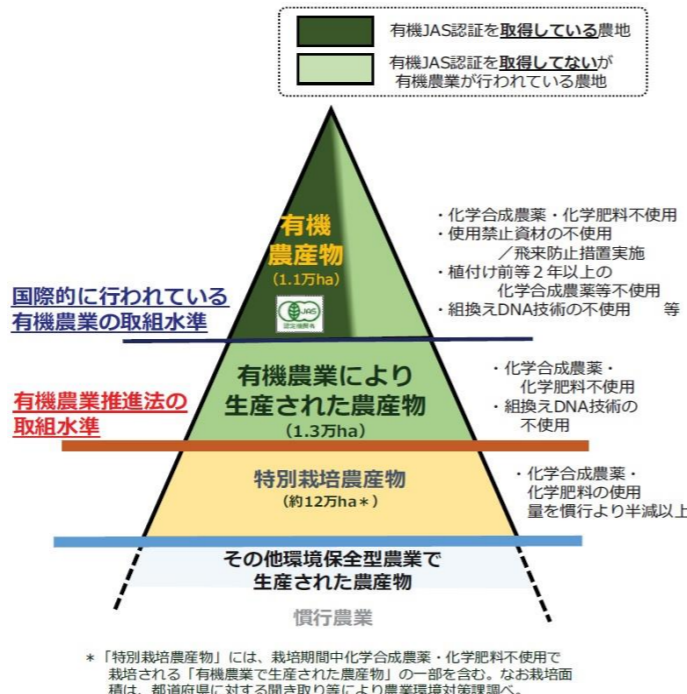
### 【理解促進】

- ① 国や県等のパンフレットや各種イベント等を活用したPR。
- ② 農業者及び農産物の実需者等が連携・協力し、有機農産物等の利用促進に努める。
- ③ 農泊推進事業等の活動と連携し、有機農業の役割等について、消費者の理解促進。
- ④ 栗原産有機農産物のブランド化の推進に努める。

### 【推進の基本的な考え方】

有機農業は、雑草や病害虫対策、施肥といった管理面での課題と、地形や気象条件等によって収量や品質が安定しないといった課題が存在している。

有機農業の推進には農業経営の安定化に配慮しつつ、慣行栽培から環境保全型農業・特別栽培・有機農業へ段階的に推進していくことを基本とする。



## 第2章 有機農業を取り巻く現状と課題

### 【生産面】

- ① 市の令和元年産有機JAS栽培面積は約10ヘクタール（水稲）で栽培農家戸数も減少傾向。
- ② 有機農産物の栽培技術は十分確立されておらず、特に雑草防除、病害虫防除などが課題。

### 【流通・販売面】

- ① 有機農産物販売店では、有機農産物について安定的な仕入れができないなどの課題。
- ② 有機農産物は流通量が少なく、さらに不安定なため、流通関係者にとっては取扱いのリスクが生じる可能性。

### 【消費者・実需者の動向】

- ① 消費者は、有機農産物に対して化学合成農薬や化学肥料の不使用などの状況が確認できること、価格の安さ、身近な店で購入できることなどを望む。
- ② 実需者（流通業者）は、有機農産物の周年安定供給、価格の安さ、生産履歴が明らかであることを望む。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 【推進体制】

限られた財源の中で効果的かつ効率的な取り組みを行うため、効果を検証しながら必要に応じて内容の見直しを行う。本計画に掲載されていない取り組みであっても、社会情勢の変化や法制度の改正等により取り組む必要が出てきた場合には、適宜対応していく。

宮城県では既に「みやぎの有機農業推進計画」が策定され各取り組みが行われていることから、市推進計画の着実な実施に向け、宮城県、農業協同組合等の関係機関と連携・協力し取り組む。